

特別賞規定の新旧対照表

2020年1月19日変更

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(対象) 第4条 西望賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を対象とする。ただし本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞受賞者、西望賞受賞者の作品は、その対象としない。</p> <p>2_特別賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を原則対象とするが、<u>対象範囲は直近の理事会における申し合わせ事項で定めることとする。</u>なお、本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞受賞者の作品は、その対象としない。また、<u>特別賞受賞者の再受賞（同じ特別賞の）は、これを認めない。</u></p> <p>(基金の維持・運用) 第7条 西望賞の基金（壱千萬元也）は理事会が維持・運用し、<u>総会に報告をする。</u></p> <p>(規程の変更) 第8条 この規程についての変更は理事会で決定し、<u>総会に報告をする。</u></p> | <p>(対象) 第4条 西望賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を対象とする。ただし本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・東京都知事賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者の作品は、その対象としない。</p> <p>2 特別賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を原則対象とし、賞の性格により対象範囲を定めることとする。ただし、本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・東京都知事賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者、その他の特別賞受賞者の作品は、その対象としない。</p> <p>(基金の維持・運用) 第7条 西望賞の基金（壱千萬元也）は理事会が維持・運用し、総会で承認を受けるものとする。</p> <p>(規程の変更) 第8条 この規程についての変更は理事会で決定し、総会で承認を受けるものとする。</p> |